告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和二年八月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和二年八月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 鴻巣桶川さいたま線

三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|-------------------|-------------|-------------|
| 鴻巣市雷電二丁目二〇八五番二地先か | | 区間 |
| 一六・〇〇~三〇・一八 | 一〇・七〇~一〇・八〇 | 敷地の幅員 |
| ー七二・六〇 | | (メートル) |
| | | 備 |
| | | 考 |